

所得税・贈与税の申告と納税は **3月15日(金)**までに
個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は **4月1日(月)**までに

平成30年分

確定申告

ネット申告が **更に**
便利になりました!

詳しくは

確定申告は、お早めに!
e-Taxのご利用を
マイナンバーの記載と本人確認書類の提出が時に必要です



 **スマホでも申告できます**
年末調整済の給与所得が1箇所のみの方が特に便利です

郷土四市の地域を結び、繋ぐ



税と繁栄

門真納税協会

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

QRコード を利用したコンビニ納付を開始します

コンビニ納付に **新たな方法** が加わります！

平成31年1月4日から新たに『QRコード』を利用したコンビニ納付が可能となります！
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



便利 納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません！

- 24 利用可能なコンビニエンスストア**
- ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ (いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)
 - ファミリーマート ([「Fami ポート」] 端末設置店舗のみ)

- 利用可能税目**
- 全ての税目
(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

- ◎ご利用に当たっての注意事項**
- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
 - 領収証は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
 - 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
 - コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
 - QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



門真税務署の申告書作成会場は「守口門真商工会館」です。

申告書作成会場の開設期間は、
平成31年 **2月18日(月)** から **3月15日(金)** までです。
※ 土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)と3月3日(日)は開設しています。

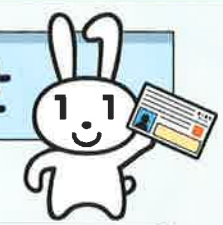
- ※ 2月15日以前は開設しておりません。(自宅等で作成した還付申告書の提出は2月15日以前でも可能)
- ※ 会場開設当初と申告期限間際は混雑することが予想されます。

相談受付時間は、**9時 ~ 16時まで**です。

※ 混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

マイナンバーについてのお知らせ

申告書や申請書等には、提出の都度、
マイナンバーの記載 + **本人確認書類の提示 又は写しの提出** が必要です！



ID・パスワード取得で、平成31年(2019年)1月から申告手続きがより便利になります!

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了!
(ICカードリーダーライター不要)
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票等の添付書類は不要!
(自宅で保管する必要があります)



申告書の印鑑や郵送は不要です!

ID・パスワード方式を利用すれば、スマホ申告よりも便利になります

スマホで見やすい専用画面ができます。



- 給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又は寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます!
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存できます!

e-Tax利用
簡便化について
詳しくはこちら→



税務署に出向く
必要なし!
ご自宅等のパソコンやスマホから
申告できます。

確定申告書
作成コーナー
はこちら→



※ ID・パスワード方式は、マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。(国税庁では、「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)

地区相談会場

会場	開催日程	受付時間
守口市役所会議室(1階105号室)	3月 5日(火)・ 6日(水)	9:30~11:30
門真納税協会(2階会議室)	3月 1日(金)・ 4日(月)	
大東市立市民会館(4階401会議室)	2月21日(木)・22日(金)	13:00~15:00
四條畷市市民総合センター(3階会議室1・2)	2月19日(火)・20日(水)	

- ※ 赤字の会場は、昨年より変更になっております。
- ※ この会場は小規模事業所得者の方の専用会場です。
- ※ この会場では、譲渡所得(株式・不動産等)及び先物取引(FX取引を含む)に関する相談は行っておりません。
- ※ 案内状を持参された方を優先して相談します。
- ※ 会場の混雑状況により受付終了を繰り上げる場合があります。
- ※ 確定申告書作成に必要な書類に加えてご持参頂きたいもの
(本人確認書類の写し、税務署からの「確定申告のお知らせ(届いた方のみ)」、前年の控え、印鑑等)
- ※ 確定申告書・青色決算書・収支内訳書等は会場に用意してあります。
- ※ 会場付近は、大変混雑しますので、車でのご来場はご遠慮ください。

納税協会 申告相談会場

期間：平成31年2月18日(月)~3月13日(水)(土、日を除く。)
 ※但し、2月24日と3月3日の日曜日に限り開設いたします。
 受付：午前10時~11時30分、午後1時~3時
 会場：公益社団法人門真納税協会 会議室

- ※ 会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。
- ※ 申告相談される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。